

介護保険 訪問看護利用料金表（令和8年6月～）

サービス内容		要介護		要支援		サービス提供時間
		単位	料金 (1割負担)	単位	料金 (1割負担)	
訪問看護Ⅰ-1・時間内		314	327	303	316	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		471	491	451	470	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		823	858	794	827	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		1128	1175	1090	1136	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)		294	306	284	296	リハビリ20分
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)		588	613	568	592	リハビリ40分
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)		794	827	426	444	リハビリ60分
特別管理加算Ⅰ（1ヶ月に1回）		500	521	500	521	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ（1ヶ月に1回）		250	261	250	261	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
★複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	254	265	254	265	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護（介護予防を含む）を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	402	419	402	419	
★複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	201	209	201	209	
	30分以上	317	330	317	330	
★長時間訪問看護加算		300	313	300	313	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算(Ⅰ)		350	365	350	365	退院日に初回の訪問看護を行った場合に算定
初回加算(Ⅱ)		300	313	300	313	初回の訪問看護を行った場合に算定(退院日の翌日以降)
退院時共同指導加算		600	625	600	625	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算Ⅰ		600	625	600	625	1ヶ月につき1回算定(24時間体制が整っている、且つ、緊急時訪問における看護業務の管理体制が整っている)
緊急時訪問看護加算Ⅱ		574	598	574	598	1ヶ月につき1回算定(24時間体制が整っている)
サービス提供体制強化加算Ⅰ		6	6	6	6	1回の訪問につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3	3	3	3	1回の訪問につき
介護職員等処遇改善加算		加算単位数＝(基本サービス費＋各種加算・減算)×1.8% 加算額＝加算単位数×10.42(6等級)				
★ターミナルケア加算		2500	2605			死亡月につき1回算定(※要介護のみ)

★…緊急時訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届け出ている訪問看護ステーションが算定可能です。
◆…療法師(PT理学療法士、OT作業療法士、ST言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は週6回(1回20分)120分迄となります。
(注意)緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、又は午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時までの間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

《利用負担額の計算方法》
単位数 × 10.42(6級地) × 利用者負担割合 = 利用者負担額(小数点以下切り上げ)

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

つながる訪問看護リハビリステーション